

宮城県仙南・仙塩広域水道事務所
令和7年度水質検査計画

<令和7年度 仙南・仙塩広域水道事務所水質検査計画の内容>

- 1 基本方針
- 2 仙南・仙塩広域水道用水供給事業の概要
- 3 水道原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係機関との連携

1 基本方針

宮城県の水道用水供給事業は、令和4年度から「みやぎ型管理運営方式」を導入し、浄水場の運転管理は運営権者「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」(以下「SPC※」という。)が主体となって行います。安全で清浄な水道用水供給のために必要な水質検査は、県が SPC と連携して実施します。

(1) 水質検査の対象は、浄水場出口及び受水点(各受水市町への引継ぎ地点)並びに浄水場入口及び水源等水質管理上必要と判断した地点の水とします。主に水源から浄水場出口までの検査は SPC が、受水点の検査は県が実施します。

(2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要と判断した項目とします。

(3) 検査頻度は、水道法に定められた回数を行います。

※SPC:メタウォーター株式会社ら 10 社の共同出資により設立された特別目的会(Special Purpose company)

2 仙南・仙塩広域水道用水供給事業の概要

国土交通省が管理する七ヶ宿ダムを水源として、仙南・仙塩地域の 17 市町に日平均約 20 万トンの水道用水を供給しています。

南部山浄水場で浄水処理を行った水道用水は、仙塩地区を中心とした高区系管路及び仙南地区を中心とした低区系管路に分かれ、その後自然流下によって送水され、各市町の受水池に給水されます。

また、七ヶ宿ダムでは、取水深度を変更する選択取水を行っており、水質状況に合わせたより良好な原水の取水が可能となっています。

給水対象市町	【仙南地区】 白石市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、 村田町、柴田町、亘理町、山元町 【仙塩地区】 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町
給水人口	1,594,264 人(令和5年度)
計画一日最大給水量	553,300 m ³
一日最大給水量	188,263 m ³ (令和5年度)

(1) 市町別給水量

仙 南 地 区			仙 塩 地 区		
市町名	令和5年度 契約水量	令和5年度 日平均給水量	市町名	令和5年度 契約水量	令和5年度 日平均給水量
白 石 市	5,500	3,410	仙 台 市	95,000	76,826
角 田 市	10,300	10,560	塩 竈 市	3,500	2,800
岩 沼 市	10,000	8,000	名 取 市	11,000	9,645
蔵 王 町	3,800	2,928	多 賀 城 市	12,600	10,461
大 河 原 町	6,400	5,256	富 谷 市	9,800	8,110
村 田 町	4,000	3,560	松 島 町	3,100	2,848
柴 田 町	14,000	12,805	七ヶ浜町	5,800	4,350
亘 理 町	11,300	9,348	利 府 町	11,100	9,198
山 元 町	3,100	3,272			
※単位は m ³ /日			合 計	220,300	183,377

(2) 浄水場の概要

浄水場名	南部山浄水場	
所在地	白石市福岡長袋字南部山 7-1	
敷地面積	186,990 m ²	
水源地 (環境基準類型)	七ヶ宿ダム貯水池(選択取水方式) (湖沼 AⅡ 類型)	
処理能力	279,000 m ³ /日	
浄水処理方法	凝集沈殿方式 急速ろ過方式	
沈でん池	横流式傾斜板方式	
ろ過池	重力式 砂ろ過単層(砂とアンスラサイトの複層)	
使用薬品	凝集剤 アルカリ剤 消毒剤	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 液化塩素
異臭味発生時の対応	粉末活性炭処理	

3 水道原水及び浄水の水質状況

(1) 水道原水の水質状況

水源の状況から、水道原水の汚染要因と水質管理上留意すべき項目は下表のとおりです。

原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
・降雨等による濁水の流入	・濁度、色度
・水源ダムの富栄養化の進行	・窒素、リン
・水源ダムで発生するプランクトン等	・かび臭原因物質
・水源ダム底泥からの金属の溶出	・鉄、マンガン、ヒ素
・有機物等の流入	・TOC、浄水中のトリハロメタン及びハロ酢酸類
・畜舎排水の流入	・原虫(クリプトスポリジウム等)、アンモニア性窒素
・田畑で使用される農薬類の流入	・農薬類
・突発的事故による油類の流入	・油分

(2) 浄水の水質状況

浄水場では、原水及び浄水処理の各工程の水を常時モニタリングし、検査結果や状況に即した的確な薬品注入及び工程管理により確実な浄水処理を行い、安全で清浄な水道用水を供給しています。

送水管路が長いことから、浄水場出口から市町受水点までの間で水質管理上留意すべき水質項目は、色度、濁度、鉄及びマンガン並びにトリハロメタンやハロ酢酸等の消毒副生成物及び残留塩素です。

4 採水地点

管内概要図を図1に示します。

(1) 浄水場

浄水場の入口(原水)及び浄水場の出口(浄水)並びに各浄水処理過程で検査を行います。また、色度・濁度・残留塩素等の自動連続測定による監視も行います。



(2) 受水点と調整池

受水点 35 箇所と調整池 3 箇所で行います。

この中で、高区系末端の松島、高区系中間の仙台国見、低区系末端の山元山寺の 3 箇所の受水点については、主要な地点として重点的に検査を行い、水道用水の安全性を確認します。

なお、受水点 5 箇所(松島、富谷、七ヶ浜、山元山寺、名取)及び調整池 3 箇所(高区、低区、姥ヶ懐)では、残留塩素の自動連続測定を行います。

(3) 水源

水源である七ヶ宿ダム及びダム上流部の貯砂ダム流入部・流出部、七ヶ宿ダム流入主要河川である白石川・横川で検査を行います。

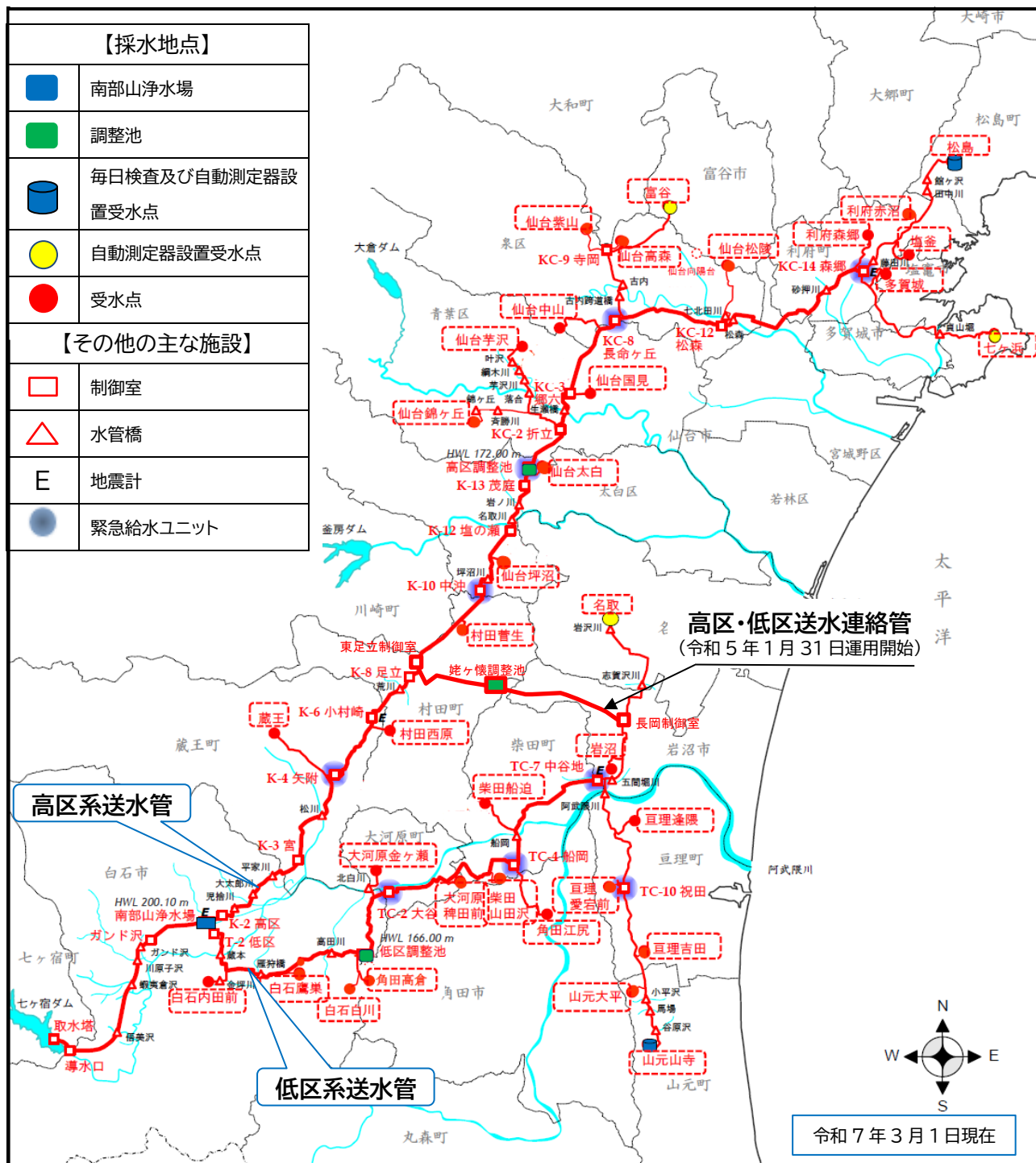


図1 管内概要図

5 水質検査項目及び検査頻度

水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目の検査を行います。その他、情報や知見の収集が必要である要検討項目や水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。(図 2)



図 2 定期的な水質検査

(1) 水道法に基づく水質検査

① 水質基準項目検査

水道法で義務付けられている水質基準項目については、浄水(浄水場出口及び受水点等)で検査を行います。また、原水(浄水場入口)の検査も行います。

項目	採水地点	検査頻度	参照
水質基準項目検査	浄水場入口及び出口	項目により月1回又は年4回(5、8、11、2月)	別表1
	主要受水3地点 (松島受水点、仙台南見受水点、山元山寺受水点)	項目により月1回又は年4回(5、8、11、2月)	
	その他の受水32地点、高区調整池、低区調整池、姥ヶ懐調整池	年1回	
かび臭原因物質項目検査	浄水場入口及び出口 松島受水点、山元山寺受水点	藻類の発生時期に年4回追加(6、7、9、10月)	

※浄水場入口、出口は SPC が、受水点、調整池は県が検査を実施します。

② 毎日検査

水道法施行規則第 15 条の規定により、給水栓で毎日検査を行うことが義務付けられている項目については、送水末端の受水点で検査します。

項目	採水地点	検査頻度	参照
毎日検査	高区系末端：松島受水点 低区系末端：山元山寺受水点	毎日	別表2

※県が検査を実施します。

(2) 水質管理上必要な水質検査

水質管理上必要な項目については、浄水場入口、出口及び受水点等必要な地点で行います。

項目	採水地点	検査頻度	参照
水質管理目標設定項目検査	浄水場入口及び出口 ※1	年 1 回 農薬類は年 2 回	別表 3 別表 4
要検討項目検査	浄水場入口及び出口 ※1	年 1 回	別表 5
処理工程毎日検査	浄水場入口及び出口	毎日	別表 6
処理工程水検査	浄水場入口、薬品混和池、 沈殿池、ろ過池、 浄水場出口	週 1 回～月 1 回	別表 7
原水・浄水管理検査 ※2	浄水場入口、浄水場出口、 松島受水点、仙台国見受水点、 山元山寺受水点	年 4 回(5、8、11、2 月)、 トリハロメタン類は年 6 回 (6、7、8、9、10、11 月)	別表 8
受水点定期水質検査	各受水 35 地点、 高区調整池、低区調整池 姥ヶ懐調整池	月 1～2 回	別表 9

※1 浄水場出口の水質管理目標設定項目検査及び要検討項目検査については、県が検査を実施します。

※2 県と SPC 共同で実施します。 ※1、※2 以外は SPC が検査を実施します。

(3) 水源等の水質検査

水源水質調査、原水のクリプトスポリジウム検査等水源水質の監視検査を定期的に行います。

項目	採水地点	検査頻度	参照
異臭味対策検査	七ヶ宿ダム取水塔3層 (表層、表層下5m、15m) 12月～2月は浄水場入口	月1回	別表10
ダム流入河川等調査	貯砂ダム流入部・流出部 流入河川(白石川・横川)	月1回 年5回(5、6、7、8、9月)	別表11
クリプトスポリジウム等 検査	浄水場入口 ※ ろ過池	年4回 毎日	別表12

宮城県水道水質管理計画に基づく水質監視項目検査	浄水場入口	年4回	別表13
消毒副生成物生成能検査	浄水場入口、ろ過池	年6回程度	別表14
消毒副生成物項目等	浄水場出口、松島受水点、 仙台国見受水点、 山元山寺受水点	年6回以上	別表15

※浄水場入口のクリプトスポリジウム等検査は、県とSPC共同で検査を実施します。その他はSPCが検査を実施します。

(4) その他の水質検査

南部山浄水場内の排水について、水質汚濁防止法に基づく排水基準項目検査及び排水管理検査を行います。また、宮城県放射線・放射能測定実施計画に基づく検査を行います。

項目	採水地点	検査頻度	参照
排水基準項目検査	調整池放流口、 余水吐き減勢口	項目により年1回又は、 年2回	別表16
排水管理検査	調整池排水、排水中和室	月1回	別表16
放射性物質検査	浄水場入口、浄水場出口	入口(原水)は年4回 出口(浄水)は月1回	別表17

※排水検査はSPCが検査を実施します。放射性物質検査は県が検査を実施します。

6 臨時の水質検査

水源等で次のような水質の異常があり、水道用水が水質基準値を満たさないおそれがあるときは、直ちに臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に油流入等異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水処理又は供給過程に異常があったとき
- (5) 送水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他、特に検査が必要と認められたとき

7 水質検査方法

- ・水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水検査方法(水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等)に基づき行います。
- ・その他の項目の検査は、上水試験方法(公益社団法人日本水道協会)等に基づき行います。
- ・水質検査は、水道法第20条第3項の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して行うほか、地方公共団体の調査研究機関に一部委託して行います。また、県及びSPCにおいても水質管理上必要な検査を行います。

県が行う検査	SPCが行う検査
・受水点末端の毎日検査	(国土交通省及び環境省の登録機関に委託) ・水質基準項目検査 ・水質管理目標設定項目検査 ・要検討項目検査 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準項目検査 ・クリプトスポリジウム等検査 ・ダム流入河川等調査 ・消毒副生成物項目等検査
(国土交通省及び環境省の登録機関に委託) ・水質基準項目検査 ・水質管理目標設定項目検査 ・要検討項目検査 ・原水・浄水管理検査	
(地方公共団体の調査研究機関に委託) ・クリプトスポリジウム等検査 ・放射性物質の検査	(浄水場内で実施) ・処理工程毎日検査 ・処理工程水検査※¹、原水・浄水管理検査※¹ ・受水点定期検査(水質基準項目を除く。) ・異臭味対策試験※¹ ・宮城県水道水質管理計画に基づく水質監視項目検査※¹ ・クリプトスポリジウム等検査(濁度項目) ・排水管理等検査
	※ ¹ は一部登録機関に委託

8 水質検査計画及び水質検査結果の公表

「みやぎ型管理運営方式」の導入に伴い、水質検査計画は SPC が提出する「水質管理計画書」を含めた内容で策定し、仙南・仙塩広域水道事務所ホームページで公表します。

水質検査結果(水質基準項目検査、処理工程毎日検査)については、毎月、仙南・仙塩広域水道事務所及び SPC のホームページ上で公表するほか、毎年発行している仙南・仙塩広域水道事務所の水道事業年報に検査結果を取りまとめ掲載します。

なお、水質検査計画については、水質検査結果及び受水市町・住民の方の意見を踏まえ、毎年見直しを行っていきます。

9 水質検査の精度と信頼性保証

水道用水の安全性を確認するため、水道法に基づく水質検査については、毎日検査を除き、国土交通省大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。委託に当たっては、検査機関の選定について厳正に審査を行います。

(1) 水質検査の精度

原則として、水質基準値及び目標値の 1/10 の定量下限を確保し、定量下限値付近における変動係数が、金属類及び無機物質では、10%以下、有機物では、20%以下の精度で水質検査を行います。

(2) 信頼性保証

水質検査機関に対しては、水質検査の結果の根拠となる書類の提出を求め、その内容について審査を行うほか、日常業務の確認調査を実施します。

浄水場内で行う検査については、分析機器及び分析方法ごとに策定した標準作業手順書に基づ

いて実施し、検査結果の信頼性確保に必要な内部精度管理を定期的に行います。

また、使用する分析機器については、定期的に専門業者による点検を実施し信頼性を確保します。

(3) モニタリング検査

みやぎ型管理運営方式のモニタリング実施計画に基づき、県は受水地点における定期的な水質検査を基に、運営権者が要求水準を満たしているかどうかの確認を行います。

さらに年 1 回以上、任意で選んだ受水点で、県が抜き打ち検査を実施し、結果を仙南・仙塩広域水道事務所及び企業局水道経営課のホームページ上で公表します。

10 関係機関との連携

仙南・仙塩広域水道事務所から供給される水道用水が原因で水質事故が発生した場合や、水源で水質汚染事故が発生した場合には、関係機関との連携による迅速な情報交換及び原因調査等を行い、適切な浄水処理の実施等必要な対応を講じ、水道水の安全を確保します。

別表1 水質基準項目検査

項目 番号	検査項目	基準値	検 査 頻 度 (回/年)					区 分
			原 水	浄 水				
				浄水場入口	浄水場出口	主要受水 3地点	その他受水 32地点	
1	一般細菌	1mLの検水で形成される 集落数が100以下	12	12	12	1	1	病原生物の 指標
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	1	1	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下	4	4	4	1	1	重金属
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下	4	4	4	1	1	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下	4	4	4	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4	1	1	無機物
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	無機物 消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	12	12	1	1	無機物
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下	4	4	4	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下	4	4	4	1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4	1	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	4	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	4	4	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4	1	1	一般有機物
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	1	1	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	12	12	1	1	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	12	12	1	1	消毒副生成 物
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	12	12	1	1	
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4	12	12	1	1	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	1	1	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	12	12	1	1	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	12	12	1	1	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	12	12	1	1	
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4	12	12	1	1	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	1	1	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下	4	4	4	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下	4	4	4	1	1	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下	4	4	4	1	1	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下	4	4	4	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下	4	4	4	1	1	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下	4	4	4	1	1	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	1	1	性状に 関する 項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	4	4	1	1	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	4	4	1	1	
42	ジオスミン	0.00001mg/L以下	8	8	8※	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	8	8	8※	1	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	4	4	1	1	
45	フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L以下	4	4	4	1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	1	1	
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	1	1	
48	味	異常でないこと	—	12	12	1	1	
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	1	1	
50	色度	5度以下	12	12	12	1	1	
51	濁度	2度以下	12	12	12	1	1	

備考 — は、検査を行いません。

項目番号1、2、11、22～25、27～30、38、46～51は毎月検査を行います。

※ 松島8、山元山寺8、国見4

浄水場入口及び出口はSPCが、受水点及び調整池は県が検査を実施します。

別表2 毎日検査

項目 番号	検査項目	評 価	検 査 頻 度 (回/日)	
			浄 水	
			松島受水点	山元山寺受水点
1	水温	—	1	1
2	色度又は色	5度以下	1	1
3	濁度又は濁り	2度以下	1	1
4	残留塩素	0.1mg/L以上	1	1

備考 県が検査を実施します。

別表3 水質管理目標設定項目検査

項目 番号 ※1	検査項目	目標値	検 査 頻 度 (回/年)		区分
			原水	浄水	
			浄水場入口	浄水場出口	
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	1	1	金属類
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	1	1	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1	1	有機物
8	トルエン	0.4mg/L以下	1	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1	1	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	1	1	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	1	1	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	1	1	
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	1	1	
15	農薬類 ※2	1以下 ※3	2	2	農薬類
16	残留塩素	1mg/L以下	—	1	消毒剤
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	1	1	無機物
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	1	1	金属類
19	遊離炭酸	20mg/L以下	1	1	無機物
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1	1	有機物
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	1	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1	1	味
23	臭気強度(TON)	3以下	1	1	臭気
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1	1	無機物
25	濁度	1度以下	1	1	濁り
26	pH値	7.5程度	1	1	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上極力0に近づく	1	1	
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が 2,000以下(暫定)	1	1	水道施設の健全 性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1	1	有機物
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	1	色
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及 びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和 として0.00005mg/L以下(暫定)	1	1	有機物

備考 ーは、検査を行いません。

※1 項目番号4、6、7、11 は欠番

※2 農薬類の項目は別表4の農薬について検査を行います。

※3 目標値は、各農薬の検出値と目標値との比の総和で単位はありません。

浄水場入口はSPCが、浄水場出口は県が検査を実施します。

別表4 水質管理目標設定項目検査の対象農薬類

番号	農 薬 名	目標値 (mg/L)	用途	番号	農 薬 名	目標値 (mg/L)	用途
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05	殺虫剤	59	チオジカルブ	0.08	殺虫剤
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	除草剤	60	チオファネートメチル	0.3	殺虫・殺菌
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	除草剤	61	チオベンカルブ	0.02	除草剤
4	EPN	0.004	殺虫剤	62	テフリルトリオン	0.002	除草剤
5	MCPA	0.005	除草剤	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	除草剤
6	アシュラム	0.9	除草剤	64	トリクロピル	0.006	除草剤
7	アセフェート	0.006	殺虫・殺菌	65	トリクロルホン(DEP)	0.005	殺虫剤
8	アトラジン	0.01	除草剤	66	トリシクラゾール	0.1	殺虫・殺菌・成長
9	アニロホス	0.003	除草剤	67	トリフルラリン	0.06	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤	68	ナプロパミド	0.03	除草剤
11	アラクロール	0.03	除草剤	69	パラコート	0.01	除草剤
12	イソキサチオン	0.005	殺虫剤	70	ピペロホス	0.0009	除草剤
13	イソフェンホス	0.001	殺菌剤	71	ピラクロニル	0.01	除草剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	殺虫剤	72	ピラゾキシフェン	0.004	除草剤
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺虫・殺菌・成長	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	除草剤
16	イブフェンカルバゾン	0.002	除草剤	74	ピリダフェンチオン	0.002	殺虫剤
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	殺菌剤	75	ピリブチカルブ	0.02	除草剤
18	イミノクタジン	0.006	殺虫・殺菌	76	ピロキロン	0.05	殺虫・殺菌
19	インダノファン	0.009	除草剤	77	フィプロニル	0.0005	殺虫・殺菌
20	エスプロカルブ	0.03	除草剤	78	フェントロチオン(MEP)	0.01	殺虫・殺菌・成長
21	エトフェンブロックス	0.08	殺虫・殺菌	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	殺虫・殺菌
22	エンドスルファン(ベンゾエビン)	0.01	殺虫剤	80	フェリムゾン	0.05	殺虫・殺菌
23	オキサジクロメホン	0.02	除草剤	81	フェンチオン(MPP)	0.006	殺虫剤
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	殺虫・殺菌	82	フェントエート(PAP)	0.007	殺虫・殺菌
25	オリサストロビン(オリサストロビン代謝物を含む)	0.1	殺虫・殺菌	83	フェントラザミド	0.01	除草剤
26	カズサホス	0.0006	殺虫剤	84	フサライド	0.1	殺虫・殺菌
27	カフェンストール	0.008	殺虫・除草	85	ブタクロール	0.03	除草剤
28	カルタップ	0.08	殺虫・殺菌・除草	86	ブタミホス	0.02	除草剤
29	カルバリル(NAC)	0.02	殺虫剤	87	ブプロフェジン	0.02	殺虫・殺菌
30	カルボフラン	0.0003	代謝物	88	フルアジナム	0.03	殺菌剤
31	キノクラミン(ACN)	0.005	除草剤	89	プレチラクロール	0.05	除草剤
32	キャプタン	0.3	殺菌剤	90	プロシミドン	0.09	殺菌剤
33	クミルロン	0.03	除草剤	91	プロチオホス	0.007	殺虫剤
34	グリホサート	2	除草剤	92	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
35	グルホシネート	0.02	除草・成長	93	プロピザミド	0.05	除草剤
36	クロメプロップ	0.02	除草剤	94	プロバナゾール	0.03	殺虫・殺菌
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	除草剤	95	プロモブチド	0.1	殺虫・除草
38	クロルピリホス	0.003	殺虫剤	96	ベノミル	0.02	殺菌剤
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺虫・殺菌	97	ベンシクロン	0.1	殺虫・殺菌
40	シアナジン	0.001	除草剤	98	ベンゾビシクロン	0.09	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	0.003	殺虫剤	99	ベンゾフェナップ	0.005	除草剤
42	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤	100	ベンタゾン	0.2	除草剤
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤	101	ペンディメタリン	0.3	除草・成長
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	殺虫剤	102	ベンフラカルブ	0.02	殺虫・殺菌
45	ジクワット	0.01	除草剤	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	除草剤
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	殺虫剤	104	ベンフレセート	0.07	除草剤
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	殺虫・殺菌	105	ホスチアゼート	0.005	殺虫剤
48	ジチオビル	0.009	除草剤	106	マラチオン(マラソン)	0.7	殺虫剤
49	シハロホップブチル	0.006	除草剤	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	除草剤
50	シマジン(CAT)	0.003	除草剤	108	メソミル	0.03	殺虫剤
51	ジメタメトリン	0.02	除草剤	109	メタラキシル	0.2	殺虫・殺菌
52	ジメトエート	0.05	殺虫剤	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	殺虫剤
53	シメトリン	0.03	除草剤	111	メトミノストロビン	0.04	殺菌剤
54	ダイアジノン	0.003	殺虫剤	112	メトリブジン	0.03	除草剤
55	ダイムロン	0.8	殺虫・殺菌・除草	113	メフェナセツト	0.02	除草剤
56	ダゾメット, メタム及びメタルイソチオシアネート	0.01	殺菌剤	114	メプロニル	0.1	殺虫・殺菌
57	チアジニル	0.1	殺虫・殺菌	115	モリネート	0.005	除草剤
58	チウラム	0.02	殺虫・殺菌				

別表5 要検討項目検査

項目 番号	検査項目	目標値 (mg/L)	検 査 頻 度 (回/年)	
			原水	浄水
			浄水場入口	浄水場出口
1	バリウム及びその化合物	0.7	1	1
2	モリブデン及びその化合物	0.07	1	1
3	アクリルアミド	0.0005	1	1
4	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定)	1	1
5	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定)	1	1
6	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	1	1
7	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定)	1	1
8	塩化ビニル	0.002	1	1
9	スチレン	0.02	1	1
10	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定)	1	1
11	ノニルフェノール	0.3(暫定)	1	1
12	ビスフェノールA	0.1(暫定)	1	1
13	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	1	1
14	フタル酸ブチルベンジル	0.5	1	1
15	ミクロキスチン-LR	0.0008(暫定)	1	1
16	有機すず化合物	0.0006(暫定)(TBTO)	1	1
17	ジブプロモアセトニトリル	0.06	1	1
18	MX	0.001	1	1
19	キシレン	0.4	1	1
20	過塩素酸	0.025	1	1
21	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	1	1
22	アニリン	0.02	1	1
23	キノリン	0.0001	1	1
24	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	1	1
25	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	1	1

備考 要検討項目全46項目のうち、目標値が定められている上記25項目について検査を行います。
浄水場入口はSPCが、出口は県が検査を実施します。

別表6 処理工程毎日検査

項目 番号	検査項目	検 査 頻 度 (回/日)	
		原水	浄水
		浄水場入口	浄水場出口
1	水温	1	1
2	pH	1	1
3	色度	1	1
4	濁度	1	1
5	残留塩素	-	1
6	味 ※1	-	1
7	臭気強度及び種類 ※1	1 ※2	1
8	総アルカリ度 ※1	1	-
9	電気伝導度 ※1	1	1

備考 -は、検査を行いません。 ※1 週休日及び休日は検査を行いません。
SPCが検査を実施します。 ※2 濁度10度以上の時は2回/日実施します。

別表7 処理工程水検査

項目 番号	検査項目	検 査 頻 度 (回/月)					
		浄水場入口	薬品混和池	沈殿池		ろ過池	浄水場出口
			No.1, 2	No.1	No.2		
1	水温	1	1	1	1	1	1
2	pH	1	1	1	1	1	1
3	色度	1↑※	-	1↑※	1↑※	1	1↑※
4	濁度	1	-	1	1	1	1
5	有機物(TOCの量)	1↑※	-	1↑※	1↑※	1↑※	1↑※
6	溶存有機炭素(DOC)	1↑※	-	1↑※	1↑※	-	-
7	臭気(種類、強度)	1	-	-	-	-	1
8	電気伝導度	1	-	1	1	1	1
9	総アルカリ度	1	-	-	-	-	-
10	アンモニア性窒素	1	-	1	1	1	1
11	塩素要求量(1・2時間値)	1	-	-	-	-	-
12	鉄	1	-	1	1	1	1
13	マンガン	1	-	1	1	1	1
14	E260	1↑※	-	1↑※	1↑※	1↑※	-
15	一般細菌	1	-	1	-	1	1
16	大腸菌MPN	1	-	1	-	1	1
17	大腸菌群MPN	1	-	1	-	1	1
18	プランクトン	1	-	1	-	1	1
19	残留塩素	-	-	1	1	1	1
20	クロロフィル(藻類センサー)	1↑※	-	-	-	-	-
21	フィコシアニン(藻類センサー)	1↑※	-	-	-	-	-

備考 -は、検査を行いません。
※ 水質管理の最適化を目的としてSPCで独自に検査頻度を設定します。(↑は1回/月以上検査を実施することを示します。)
SPCが検査を実施します。

別表8 原水・浄水管理検査

項目 番号	検査項目	検 査 頻 度 (回/年)				
		原 水	浄 水			
		浄水場入口	浄水場出口	松島受水点	仙台国見受水点	山元山寺受水点
1	従属栄養細菌	4	4	8	8	8
2	嫌気性芽胞菌	4	4	-	-	-
3	有機物等(KMnO ₄ 消費量)	-	4	8	8	8
4	遊離炭酸	-	4	8	8	8
5	クロロ酢酸	-	※	6	6	6
6	クロロホルム	-	※	6	6	6
7	ジブロモクロロメタン	-	※	6	6	6
8	ブロモジクロロメタン	-	※	6	6	6
9	ブロモホルム	-	※	6	6	6
10	総トリハロメタン	-	※	6	6	6
11	ジクロロ酢酸	-	※	6	6	6
12	トリクロロ酢酸	-	※	6	6	6

備考 -は、検査を行いません。

※ 別表15を参照

項目番号1～4：浄水場入口及び出口はSPCが、受水点は県とSPC共同で検査を実施します。

項目番号5～12：受水点は、県が検査を実施します。

別表9 受水点定期水質検査

項目 番号	検査項目	検 査 頻 度 (回/月)				
		浄 水				
		松島受水点	山元山寺受水点	仙台国見受水点	その他受水 32地点	高区調整池 低区調整池 姥ヶ懐調整池
1	水温	2	2	2	1	1
2	pH	2	2	2	1	1
3	色度又は色	2	2	2	1	1
4	濁度又は濁り	2	2	2	1	1
5	残留塩素	2	2	2	1	1
6	アクリル樹脂被膜	1	1	-	-	-
7	連続監視(残留塩素、濁度、色度、水温)	連続測定	連続測定	-	-	-

備考 -は、検査を行いません。

SPCが検査を実施します。

別表10 異臭味対策検査

項目 番号	検査項目	検 査 頻 度 (回/年)			
		水 源			原 水
		ダム表層	ダム5m層	ダム15m層	浄水場入口※
1	水温	9	9	9	3
2	pH	9	9	9	3
3	色度	9	9	9	3
4	濁度	9	9	9	3
5	臭気(種類、強度)	9	9	9	3
6	浮遊物質(SS)	9	9	9	3
7	全窒素	9	9	9	3
8	全リン	9	9	9	3
9	アンモニア性窒素	9	9	9	3
10	溶存酸素(DO)	9	9	9	3
11	有機物等(KMnO ₄ 消費量)	9	9	9	3
12	クロロフィルa	9	9	9	3
13	プランクトン	9	9	9	3
14	鉄	9	9	9	3
15	マンガン	9	9	9	3
16	E260	9	9	9	3
17	クロロフィル(藻類センサー)	9	9	9	3
18	フィコシアニン(藻類センサー)	9	9	9	3

備考 ※ 12月、1月、2月は浄水場入口で実施します。

SPCが検査を実施します。

別表11 ダム流入河川等調査

項目 番号	検査項目	検 査 頻 度 (回/年)			
		貯砂ダム		流入河川※	
		流入部	流出部	白石川	横川
1	水温	12	12	5	5
2	pH	12	12	5	5
3	鉄	12	12	-	-
4	マンガン	12	12	-	-
5	色度	12	12	5	5
6	濁度	12	12	5	5
7	アンモニア性窒素	5	5	5	5
8	全窒素	5	5	5	5
9	全リン	5	5	5	5
10	大腸菌MPN	5	5	5	5
11	大腸菌群MPN	5	5	5	5
12	E260	12	12	5	5

備考 ーは、検査を行いません。
 ※ 5月～9月までの5ヶ月間調査を行います。
 SPCが検査を実施します。

別表12 クリプトスポリジウム等検査

項目 番号	検査項目	検査頻度(回/年)		検査頻度(回/日)
		原 水	浄 水	ろ過水
		浄水場入口	浄水場出口	ろ過池流出部
1	クリプトスポリジウム(オーシスト)	4	※	-
2	ジアルジア(シスト)	4	※	-
3	濁度	2	-	1

備考 ※ 原水検査で検出された場合に行います。
 SPCと県共同で実施します。

別表13 宮城県水道水質管理計画に基づく水質監視項目検査

項目 番号	検査項目	検査頻度(回/年)
		原 水
		浄水場入口
1	化学的酸素要求量(COD)	4
2	全窒素	4
3	全リン	4
4	アンモニア性窒素	12

備考 SPCが検査を実施します。

別表14 消毒副生成物生成能検査

項目 番号	検査項目	検査頻度(回/年)	
		原 水	ろ過水
		浄水場入口	ろ過池
1	トリハロメタン生成能	6	6
2	ハロ酢酸生成能	6	6

備考 SPCが検査を実施します。

別表15 消毒副生成物項目等検査

項目 番号	検査項目	検 査 頻 度 (回/年)			
		浄 水			
		浄水場出口	松島受水点	仙台国見受水点	山元山寺受水点
1	クロロ酢酸	12	12	12	12
2	クロロホルム	12	12	12	12
3	ジブロモクロロメタン	12	12	12	12
4	ブロモジクロロメタン	12	12	12	12
5	ブロモホルム	12	12	12	12
6	総トリハロメタン	12	12	12	12
7	ジクロロ酢酸	12	12	12	12
8	トリクロロ酢酸	12	12	12	12
9	残留塩素	12	12	12	12
10	全有機物(TOC)	12	12	12	12

備考 SPCが検査を実施します。

別表16 排水基準項目検査、排水管理検査

項目 番号	検査項目	許容限度	検査頻度(回/年)			
			排水基準項目検査		排水管理検査	
			調整池放流口	余水吐き減勢口	調整池排水	排水中和室
1	水温	—	2	2	12	12
2	水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下	2	2	12	12
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)	2	2	-	-
4	浮遊物質(SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)	2	2	-	-
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(油分)	—	1	1	-	-
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L	1	1	-	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類)	30mg/L	1	1	-	-
7	フェノール類含有量	5mg/L	1	1	-	-
8	銅含有量	3mg/L	1	1	-	-
9	亜鉛含有量	2mg/L	1	1	-	-
10	溶解性鉄含有量	10mg/L	1	1	-	-
11	溶解性マンガン含有量	10mg/L	1	1	-	-
12	クロム含有量	2mg/L	1	1	-	-
13	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL	2	2	-	-
14	窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)	1	1	-	-
15	燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)	1	1	-	-
16	カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	1	1	-	-
17	シアン化合物	1mg CN/L	1	1	-	-
18	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L	1	1	-	-
19	鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L	1	1	-	-
20	六価クロム化合物	0.2mg Cr(VI)/L	1	1	-	-
21	砒素及びその化合物	0.1mg As/L	1	1	-	-
22	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg Hg/L	1	1	-	-
23	アルキル水銀化合物	検出されないこと	1	1	-	-
24	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	1	1	-	-
25	トリクロロエチレン	0.1mg/L	1	1	-	-
26	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	1	1	-	-
27	ジクロロメタン	0.2mg/L	1	1	-	-
28	四塩化炭素	0.02mg/L	1	1	-	-
29	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	1	1	-	-
30	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1	1	-	-
31	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	1	1	-	-
32	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	1	1	-	-
33	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	1	1	-	-
34	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	1	1	-	-
35	チウラム	0.06mg/L	1	1	-	-
36	シマジン	0.03mg/L	1	1	-	-
37	チオベンカルブ	0.2mg/L	1	1	-	-
38	ベンゼン	0.1mg/L	1	1	-	-
39	セレン及びその化合物	0.1mg Se/L	1	1	-	-
40	ほう素及びその化合物	10mg B/L	1	1	-	-
41	ふっ素及びその化合物	8mg F/L	1	1	-	-
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	1	1	-	-
43	1,4-ジオキサン	0.5mg/L	1	1	-	-

備考 —は、検査を行いません。
SPCが検査を実施します。

別表17 放射性物質検査

項目 番号	検査項目	評価	検査頻度(回/年)	
			浄水場入口	浄水場出口※
			原 水	浄水
1	放射性ヨウ素(ヨウ素131)	-	4	12
2	放射性セシウム(セシウム134及び137)	10Bq/kg以下	4	12

備考 県が検査を実施します。

※ 3カ月連続して、放射性セシウム(セシウム134及び137)が検出されない場合は、3カ月に1回の測定となります。